

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 8月19日

【会社名】 スターティア株式会社

【英訳名】 STARTIA. INC

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 最高経営責任者
本郷 秀之

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号

【電話番号】 03-5339-2101

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 常務執行役員
後久 正明

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目3番1号

【電話番号】 03-5339-2162

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 常務執行役員
後久 正明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【提出理由】

当社は、平成25年8月19日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役及び執行役員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

イ 銘柄 スターティア株式会社 第4回新株予約権証券

ロ 新株予約権の内容

(1) 発行数

5,000個

(2) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、247円とする。

(3) 発行価額の総額

712,000,000円

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は、権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式とする。本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,177円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を権利行使することができる期間（以下、「権利行使期間」という）は、平成27年5月16日から平成33年5月15日までとする。（但し、平成33年5月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、平成27年3月期の監査済みの当社連結損益計算書（以下、「当社連結損益計算書」といい、連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益が20億円を超過している場合、又は平成27年3月期乃至平成28年3月期の監査済みの当社連結損益計算書における営業利益の累計額が20億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

新株予約権者は、当社普通株式の普通取引終値が、本新株予約権の発行に係る当社取締役会の決議の前日の当社普通株式の普通取引終値である1,177円（以下、「前提株価」という。）に対し、以下の各期間について前提株価の50%（1円未満の端数は切り捨てる。）を一度でも下回った場合、上記の行使の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。

- (a) 平成27年3月期の監査済みの当社連結損益計算書における営業利益が20億円を超過している場合については、平成25年9月3日から平成27年5月15日までの判定期間
- (b) 平成27年3月期乃至平成28年3月期の監査済みの当社連結損益計算書における営業利益の累計額が20億円を超過している場合については、平成25年9月3日から平成28年5月15日までの判定期間

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、執行役員、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍その他正当な理由の存する場合は、地位喪失後3か月以内（ただし権利行使期間内に限る）または権利行使期間開始の日より3か月以内のいずれかの期間内に限り権利行使をなすものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、当該予約権者の法定相続人に限り相続を認めるものとする。ただし、2次相続は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 4名 3,700個（370,000株）

当社執行役員 2名 1,300個（130,000株）

二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当事項はありません。

ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

以上